

〇〇の△△による□□のためのメディア規律

2021年10月22日

中央大学国際情報学部特任教授 景山 忠史

目次

0. はじめに	3
1. メディア規律の現状	4
2. メディア規律は誰のものか	6
3. メディア規律は誰により行われる／行われないものなのか	8
4. メディア規律は誰のためのものか	10
5. おわりに	12

0. はじめに

〇〇の△△による□□のためのメディア規律

現在は・・・

「国家」の、「事業者の自律」による、「国民」のためのメディア規律

これは・・・

(任意)の、(任意)による、「国民」のためのメディア規律

であればなんでもよいのでは？というのは極論でしょうか。

1. メディア規律の現状

- ・メディア規律は、表現の自由・報道の自由などの観点から、「何人からも干渉されないこと」に主眼が置かれてきた
- ・「何人」は文字通り「誰からも」という趣旨であり、メディア当事者以外の誰からも、ということの意味する
- ・規律の是非として取り上げられるのは主に公権力との関係

(問題意識)

メディア規律に関する議論が、「公権力による介入の非」に集中。

介入を是とする趣旨では全くないが、規律そのものの有無とは切り離して考えるべきではないか

結果としての規律の是非は最終的には国民的判断により決まり、状況の変化によって判断が変更されることにより規律の内容が変化することもあるよいのではないか。(その結果、公権力との関係がどう位置づけられるかは「そもそも論」ではなく「結果論」)

2. メディア規律は誰のものか

- ・これまで、メディア規律は法制度によるもの、つまり法的な規律を公権力が設定することが主として想定されてきた
- ・この点も、多くの場合論点として取り上げられるのは、公権力との関係（公権力の介入について考察する文献は数多く存在しているので本稿では個別に取り上げないが、基本的に否定的に論じられることがほとんど）
- ・現状を見れば「国家による」規律が行われているが、必ずしもそれに限定されるわけではなく、必要な規律が法制度として設定されるものであれば「国家」が前面に出てくるが、法制度によらない場合は「多種多様な主体」の規律が主となることも当然ありうる

- ・OECD 諸国との比較で独立規制機関の存在が主に政治との距離との関係で論じられることが多いが、「独立」が誰からのどの程度の「独立」を意味するののかも含めて考えれば詰まるところ程度問題であり、一定の独立性のもとでの積極的な介入と、比較して弱い独立性のもとでの比較して弱い介入のどちらを選択するかという問題
- ・国家だから一律×、そうでないから一律○、ということではなく、具体的な規律の内容に応じて是非が判断され、主体によりその判断基準に異なる部分がある(国家による規律はより制約が大きい)ということにすぎないのでは

3. メディア規律は誰により行われる／行われないものなのか

- ・放送法の目的規定(第1条)では「最大限に普及」「放送による表現の自由を確保」「健全な民主主義の発達に資する」とし、そのための基本原則として、同法第3条で「放送番組編集の自由」を規定
- ・規律される「放送」は、国民も含め、「何人からも干渉され、規律されることがない」とされており、誰であれ、特定の立場や見解に立つ者の影響を排除することが主眼
- ・放送法では、放送番組審議機関の設置(第6条)、訂正放送(第9条)といった義務規定も置かれているが、具体的に何をどこまで実施するかは最終的に放送事業者の判断に委ねる仕組みが基本

- ・このほか、業界による自主的な取組(放送であればBPO)もあり、最近ではファクトチェック活動も生じているが、具体的な対応の判断は各メディアに委ねられている
- ・他の法規制ではメディアを一律対象外として公権力による規律から除外することがある(例えば現在の個人情報保護法)が、公権力による介入を排すると同時に一切の統制からも除外する結果に
- ・(個別具体的な争訟の際にどう扱われるかは別として、)法的な規律対象となっていないということは、司法による救済の道もその分狭くなる可能性があるほか、制度としては無規律であるように映ることもある
- ・例えば現状の放送法の規定(公権力による規律)の中で過度の規制であると評価されるものがあれば個別に改廃することを検討すればよいのでは

4. メディア規律は誰のためのものか

- ・放送法の規律対象は「放送」であるが、その受益者は国民そのもの。放送以外のメディアでも、最終的な受益者は国民であるということに違いはない
- ・国民全体から見れば、公権力もメディアも自己と対比した場合には権力の一つであることには違いはなく、どちらの権力にどの程度の規律を必要とするか否かという程度問題
- ・放送番組編集の自由は、何人からの干渉も排除するということを述べているだけで、国民からの干渉も排除されるので、その結果としていかなるコンテンツ(番組)が制作されるのかはまさに「自律」に委ねられ、制度的な保障をするものではないという仕組み

- ・この点、特に近年加速化している若年層でのメディア利用動向の変化により、インターネットメディアの利用が増加しており、国民から見た「メディア」の範囲が大きく変わっている
- ・いわゆる部分規制論として特に電波を利用する放送メディアへの法規制を容認する考え方(もちろん容認しない考えもある)から見れば、ネットメディアの拡大により「規制される部分」は縮小傾向にあるとも言える
- ・なお、国民から見て「自律」が適切に機能している(と受け止められている)か否かは特に重大な点であり、伝統的なメディアでは国民の理解増進のための取組も多く行われているが、前述のメディア利用動向の変化が国民との距離を広げる方向に作用するのであればその効果も減殺されることになる

5. おわりに

- ・一部で見られる、いわゆる「マスゴミ」批判や公権力による介入を求める声には、メディアと国民の距離が広がっている(と受け止められている)側面があるとも考えられ、どの程度「自律」に委ねるか、その「自律」が機能しているかを適切に評価・判断するための継続的かつ地道な取組を強化することが期待されるのではない(飛躍的な効果をもたらす特效薬は想定しがたい)
- ・なお、この評価・判断は固定的なものであるとは限らず、詰まるところ、受益者である国民から見て必要な範囲に必要な規律が必要な限度で用意されていることが重要なのであって、それが現状に比して(いわゆる)強化の方向に進むのか、緩和の方向に進むのかはメディア環境全体に照らして国民的に判断される事項であって、重要なのはその後変化がさらに生じたときに柔軟に変更できるような仕組みとなっていることであろうと考える